

タイトルがあること、現役世代に限らずシニアも含めて考えていく必要があることから、多様なライフスタイルの実現に向けた内容となっています。基本目標4については、地域における男女共同参画の取組として、災害対策に係る項目を取り出しています。基本目標5については、男女共同参画実現に向けた体制の強化として、庁内を中心とした取組を記載しています。

内容を確認いただき、意見等ある場合は12月27日までに政策室へ連絡をお願いします。

今後の予定について、パブリックコメントを令和2年1月15日から2月14日まで、市民説明会を1月19日及び1月22日に実施します。なお、令和2年1月19日の説明会は、狛江市男女共同参画推進フォーラムの一部として行うことを予定しています。

パブリックコメント終了後、改定委員会で最終的な審議を行った後、庁議で改定案を審議いただきたいと考えています。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「令和2年1・2月の委員会等の予定及び令和2年第1回定例会について」を報告してください。

部長 閉会中の常任委員会について、1月29日に総務文教常任委員会、1月30日に社会常任委員会、1月31日に建設環境常任委員会を開催します。また、1月29日に議会運営委員会、2月12日に会派代表者会議、2月14日に議会運営委員会を開催します。

次に、令和2年第1回定例会について、2月20日を招集日として、2月27・28日、3月2日が一般質問、3月4日が総務文教常任委員会、3月5日が社会常任委員会、3月6日が建設環境常任委員会となります。予算特別委員会は3月11日から13日までで、3月16日を予備日としています。3月25日に議会運営委員会を行い、最終日は3月26日となります。

なお、議会における働き方改革として、12月20日の議会運営委員会において、一般質問の通告を従来の定例会招集日翌日正午までから、告示日翌日の午後5時までとすることが決定されました。これにより、令和2年第1回定例会の通告は2月14日午後5時までに行います。

市長 本件について、質問等ありますか。

参与 通告が早まるだけではなく、その後の調整も余裕を持って行えるようになるという理解でよろしいですか。

部長 議員にも協力いただき、余裕を持って調整できるようにします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「平成31年度第1回『ふらっと移動市長室』の実施結果について」を報告してください。

部長 第1回は、「子育て」をテーマとしてこまっこ児童館で開催しました。

第1部は講演で、子ども家庭支援センター長及び東京慈恵会医科大学医学部看護学科教授を講師に迎え、市内の子育て支援サービスや親子の健康について講演をしていただきました。

第2部では、参加者から意見・質問等を伺い、市長や講師と意見交換を行いました。参加者からの意見・質問等の内容は資料のとおりです。意見としては、保育園不足や子ども連れで出かける際の不便なことが主なものでした。

なお、市民からいただいた要望や意見等については、各部署において今後検討いただくようお願いします。

市長 少人数で実施したため、一人ひとりから多くの意見が出されました。テーマや対象を絞って平成31年度内にもう一度実施したいと考えています。いただいた意見等については、市が既に実施しているものもあり、制度自体が知られていないケースがあることが分かったため、より一層の情報提供が必要だと感じました。

報告を了承とします。続いて報告事項3「市民参加と市民協働の実施状況に関する答申について」を報告してください。

部長 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会から、市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価について12月18日に答申があり、市民参加と市民協働の実施状況について、大きく2つの提言をいただきました。

1つ目は、「市民協働推進のための効果的な取組」についてです。市ホームページ等を活用して市の考える協働を明確にし、市民と行政が考えを共有できるようにしていただきたいとの意見をいただきました。

また、市が協働により実施すべきと考えるテーマや課題等をあらかじめ設定して呼びかけることや、市と団体それぞれの強みをいかせるような工夫を行っていただきたいとの意見をいただきました。あわせて、市の施策とリンクした活動を行っている団体や個人に対してメール等を活用して直接働きかけていくことで、一層の市民協働を図っていただきたいとのことです。

2つ目は「有効な情報発信・きっかけづくり」についてです。行政からSNSや市ホームページ等を活用して市民にとって有用な情報を発信することにより、できる限り多くのきっかけを作ることが必要であるとの意見をいただきました。

また、市民活動支援センターには、団体活動情報等の技術的・実践的な情報について、質・量ともに高めて発信いただくとともに、市ではこうした市民活動支援センターの取組をバックアップし、また、センターと連携しながら協働に関するメッセージを発信する等、市全体として市民参加と市民協働を推進していただきたいとの提言をいただきました。

今回の提言を踏まえ、より一層の市民参加と市民協働の促進へ努めていき

ます。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「第3期狛江市教育振興基本計画骨子案に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」を報告してください。

部長 本計画については、7月2日の庁議で報告した基本方針に基づき、改定検討委員会に諮問し、検討を行ってきました。会議はこれまで8回開催され、中間答申として骨子案が提出されました。

委員会では、計画策定に当たり、新たに策定されている国や都の計画との整合性を図ること、新たな教育委員会制度のもと策定されるはじめての計画となることから、市長部局と教育委員会が一体となり、連携・共有しながらより実効性のある施策を展開できるようにすること、新学習指導要領への対応が図られることを重視しながら検討を進めてきました。

まず、骨子案の内容について、資料9ページにあるとおり、本計画の全体方針として、教育理念・教育目標については、教育委員会が目指すべき将来像として第3期においても引き継ぐこと、取り組むべき方向性を明確化するために基本方針を定め、基本方針毎に取り組むべき施策とその方向性を示すこと、そして狛江市第4次基本構想及び前期基本計画との整合性を図りながら、市長部局と教育委員会が連携してより実効性のある施策を展開できるようにすることの3点を挙げて検討してきました。

10・11 ページが骨子案の全体像です。学校教育分野では、狛江市第4次基本構想・前期基本計画の施策「学校教育の充実」の方向性1「生きる力をはぐくむ教育の充実」、2「個々に応じた教育の推進」、3「安心・安全な学校生活のための基盤整備」を踏まえ、3つの基本方針及び8つの施策を定めています。また、社会教育分野では、同じく前期基本計画の施策「地域における学びの充実」及び「歴史への理解と継承」を踏まえ、2つの基本方針及び8つの施策を次期計画において取り組むべき方向性として定めています。

12 ページ以降では、基本方針毎の考え方や施策展開の方向性に加え、担当課が今後具体的に事業等を検討する際に参考となるよう事業例を掲載しています。

現行計画と比較して特に重視している部分は、新学習指導要領でも求められている生きる力をはぐくむという点です。激しい変化が進む時代においても、自らの能力を発揮してよりよい未来を切り開く、また社会に貢献できる、新しい社会をつくり支えられる、そんな力を持った児童・生徒をはぐくんでいくこと、主体的・対話的で深い学びを実現し、質の高い学校教育を進めていくことを目指していくこととしています。

また、児童・生徒の学校生活を支える教育環境の整備では、今日特に求め

られている安心安全な学校生活に向けた取組、支援が必要な児童・生徒への支援の充実、障害者差別解消法でも求められている合理的配慮に加え、これまでも力を入れてきた特別支援教育の環境整備を一層進めることとしています。

社会教育分野では、これまでの公民館・図書館の事業の充実を図るとともに、狛江の歴史を身近に感じ、狛江への愛着や歴史に関心をもつきっかけづくりを行うこととし、加えて、収蔵・保管している文化財等を効果的に公開・活用できるような保管・展示場所の具体的な検討を行うこととしています。

教育委員会第12回定例会及び平成31年度第2回の総合教育会議で骨子案及びパブリックコメントの実施について承認をいただいたことから、12月19日からパブリックコメントを開始しています。対象は、市内在住・在勤・在学者で、提出方法は郵送、FAX、メール、学校教育課窓口での提出とし、令和2年1月17日までを期日として実施します。骨子案の内容については、窓口及び市ホームページで公開するとともに、市民説明会を12月19日午後7時から、12月21日午後1時からの計2回開催しました。また、議会への説明も行っています。

結果については、基本計画改定検討委員会に送致し、それを踏まえて最終報告案を検討するための会議を令和2年1・2月に開催し、最終答申として取りまとめる予定です。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 文中に「新学習指導要領」とありますが、令和2年度には「新」ではなくなるため、時点に合わせた修正をお願いします。

市 長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部 長 情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保についてです。この度、神奈川県におけるリース契約等により返却した物品からの情報流出事案の発生を受け、総務省より事務連絡がありました。

つきましては、当面、住民情報等の重要情報が大量に保存された機器内部の記録装置に係る抹消措置について、確実な履行の担保をお願いします。また、当該抹消措置が必要な記憶装置がある場合は、リース期間の満了前に総務課へ連絡をお願いします。

また、この5年間においてリース契約が満了したものについて確認したところ、事案の発生源である株式会社ブロードバンクがデータ消去作業を請け負ったものが4件ありました。この4件は全てパソコンであり、狛江市が富士通リース株式会社とリース契約したものでしたが、データ消去作業は完了していることを確認しています。

- 市長 その他何かありますか。
- 部長 令和元年台風第 19 号による被災者に対する賃貸型応急住宅についてです。
令和元年台風第 19 号による被災者に対する、東京都による賃貸型応急住宅の供与が開始されました。本制度は、東京都が民間賃貸住宅を借り上げ、被災者へ供与するものです。
主な対象者の要件は、半壊以上の被害により住宅に住むことができず、自らの資力で住宅を確保することができない方です。現在市で受け付けている住宅の応急修理制度を利用されている方は対象外となります。相談・受付窓口は市区町村であり、被災者支援案内窓口が 27 日で閉鎖することから、安心安全課を窓口とします。
周知について、福祉保健部と連携し、対象者が重なる被災者生活再建支援制度と合わせて対象者へ郵送で案内するとともに、市ホームページ等に掲載します。
- 市長 その他何かありますか。
- 部長 市内における火災の発生についてです。
12 月 15 日に都営狛江団地において火災が発生し、一人暮らしの 70 代女性が亡くなりました。
これにより、火災による死者ゼロの継続日数は 1,777 日でストップしました。
- 市長 今回の火災は、発生したこと自体があまり知られていないようなので、情報収集をしっかりと行ってください。
令和元年は花火大会や台風第 15 号・19 号等があり、台風第 19 号では、狛江市としては 45 年ぶりに災害対策本部の設置、避難勧告発令を行いました。そこでの教訓をいかしながら安心・安全なまちづくりに努めていきたいと考えています。
また、令和 2 年には市制施行 50 周年を迎えるため、今後 50 年の狛江をどうしていくかを考えていく必要があると考えます。また、東京 2020 大会もあるため、聖火リレーの式典等も盛り上げていきたいと思えます。
他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、令和 2 年 1 月 7 日午前 9 時から開催します。